

○やずミニＳＬ博物館条例施行規則

(平成 29 年 3 月 23 日規則第 6 号)

改正 令和 3 年 3 月 23 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、やずミニＳＬ博物館条例（平成 29 年八頭町条例 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理等)

第 2 条 法人その他の団体であつて、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、ミニＳＬ博物館及び実車場施設（以下「ミニＳＬ博物館等施設」という。）の管理に適正を期すとともに、運営の健全化を図らなければならない。

2 町又は委託者等は、ミニＳＬ博物館等施設に次の台帳等を備えるものとし、これを管理する。

- (1) ミニＳＬ博物館等施設利用日誌
- (2) ミニＳＬ博物館等施設利用料金徴収簿
- (3) 財産台帳
- (4) 経理簿
- (5) その他管理運営に必要な諸帳簿

(施設の利用)

第 3 条 ミニＳＬ博物館等施設を占有しようとする者は、ミニＳＬ博物館等施設占有利用申込書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

(損傷等の届出)

第 4 条 利用者は、ミニＳＬ博物館等施設の施設及び付属設備その他物件を損傷、又は滅失したときは、直ちにその旨を町又は委託者等に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指導、助言、改善命令)

第 5 条 町長は、指定管理者の運営に関し、指導、助言及び改善命令を行うことができる。

(利用料金の減免)

第 6 条 条例第 13 条の規定により、利用料金の減額を受けようとする者は、ミニＳＬ博物館等施設利用料金減免申請書（様式第 2 号）を指定管理者へ提出しなければならない。

(減免の範囲)

第 7 条 前条で定めた利用料金の減免は、次の各号に該当する者に適用する。

- (1) 身体障害者手帳を有する者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を有する者
- (3) 前各号のほか、町長が別に定める者

(修繕等)

第 8 条 ミニＳＬ博物館等施設の修繕、設備及び備品の買い替え等は指定管理者が行うものとする。

(模様替え)

第 9 条 ミニＳＬ博物館等施設の増築、改築等の模様替えを行う場合は、あらかじめ町長に協議しなければならない。

(損害報告)

第10条 ミニSL博物館等施設が滅失、毀損又は盗難にあったときは、指定管理者は直ちにその旨を町長へ報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、ミニSL博物館等施設の設置及び管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日規則第19号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第3条関係)

ミニSL博物館等施設占用利用申込書

[別紙参照]

様式第2(第6条関係)

ミニSL博物館等施設利用料金減免申請書

[別紙参照]